

【ISTSW－中国標準通信 Vol. 042】

「輸出管理法」に関する解釈と対応について

-中国法律事務所による法律解釈とコンプライアンス対応のアドバイス

発行元：株式会社 IST ソフトウェア

目次

(1) 中国標準最新動向

- 国家標準公告 2020 年第 22 号
- 国家標準公告 2020 年第 23 号
- 国家標準公告 2020 年第 24 号

(2) 2020 年 11 月実施標準

- 447 件
 - ・国家標準 267 件（強制性標準 1 件、推奨性標準 264 件、指導性標準 2 件）
 - ・業界標準 36 件（強制性標準 1 件、推奨性標準 35 件、指導性標準 0 件）
 - ・地方標準 144 件

(3) 法規・標準動向

「輸出管理法」に関する解釈と対応について

-中国法律事務所による法律解釈とコンプライアンス対応のアドバイス

★~~~~~

(1) 中国標準最新動向

~~~~~★

#### ◆ 国家標準公告 2020 年第 22 号

国家標準公告[2020] 22 号 市場監管総局と国家標準委、国家標準 20 件を公布

原文ソース：2020 年第 22 号

発行日：2020-10-21（実質公開日：2020-10-22）

| No | 標準番号            | 標準名（日本語仮訳）                               | 代替標準番号 | 実施日        |
|----|-----------------|------------------------------------------|--------|------------|
| 1  | GB 38995-2020   | 赤ちゃん用哺乳瓶とゴム製乳首                           |        | 2021-11-01 |
| 2  | GB/T 39099-2020 | 消費財のトレーサビリティ トレーサビリティシステムに関する一般的な技術的要求事項 |        | 2020-10-21 |
| 3  | GB/T 39107-2020 | 消費財に含まれる揮発性有機化合物含有量の測定 静的ヘッドスペース法        |        | 2020-10-21 |

表 1 国家標準公告[2020] 22 号(一部抜粋)

◆ 国家標準公告 2020 年第 23 号

国家標準公告[2020] 23号 市場監管總局と國家標準委、國家標準2件を公布

原文ソース：2020年第23号

発行日：2020-11-09（実質公開日：2020-11-13）

| No | 標準番号              | 標準名（日本語仮訳）           | 代替標準番号                    | 実施日        |
|----|-------------------|----------------------|---------------------------|------------|
| 1  | GB/T 18006.3-2020 | 使い捨ての生分解性食器の一般的な技術要件 | 部分代替<br>GB/T 18006.1-2009 | 2020-12-31 |
| 2  | GB/T 21661-2020   | ショーピング用ビニール袋         | GB/T 21661-2008           | 2020-12-31 |

表 2 国家標準公告[2020] 23 号

◆ 國家標準公告 2020 年第 24 号

国家标准公告[2020] 24号 市场监管总局与国家标准委、国家标准8件公布

原文ソース：2020年第24号

発行日：2020-11-09（実質公開日：2020-11-13）

| No | 標準番号              | 標準名（日本語仮訳）              | 代替標準番号 | 実施日      |
|----|-------------------|-------------------------|--------|----------|
| 1  | GB/T 39550-2020   | 電子商取引プラットフォームの知的財産権保護管理 |        | 2021/6/1 |
| 2  | GB/T 39551.1-2020 | 特許ナビゲーションガイド 第1部:総則     |        | 2021/6/1 |
| 3  | GB/T 39551.2-2020 | 特許ナビゲーションガイド 第2部:地域計画   |        | 2021/6/1 |
| 4  | GB/T 39551.3-2020 | 特許ナビゲーションガイド 第3部:産業計画   |        | 2021/6/1 |
| 5  | GB/T 39551.4-2020 | 特許ナビゲーションガイド 第4部:企業経営   |        | 2021/6/1 |
| 6  | GB/T 39551.5-2020 | 特許ナビゲーションガイド 第5部:研究開発   |        | 2021/6/1 |
| 7  | GB/T 39551.6-2020 | 特許ナビゲーションガイド 第6部:人材管理   |        | 2021/6/1 |
| 8  | GB/T 39551.7-2020 | 特許ナビゲーションガイド 第7部:サービス要件 |        | 2021/6/1 |

表 3 国家標準公告[2020] 24 号

## (2) 2020年11月実施標準（合計：447件）

~~~~~

家標準 (267 件)

強制性標準 1 件

推奨性標準 264

指導性標準 2 位

界標準（36件）

JT(交通)=33件

W3(南王)-3件

下表は11月に実施の標準(一部抜粋) :

標準番号	標準名称（日本語仮訳）	改訂情報（代替標準）
GB 12663-2019	盜難防止警報制御器の技術的通則	GB 12663-2001
GB 15322. 1-2019	可燃性ガス探知器 第1部：工業および商業用ポイント型可燃性ガス検知器	GB 15322. 1-2003, GB 15322. 4-2003
GB 15322. 2-2019	可燃性ガス探知器 第2部：家庭用可燃性ガス検知器	GB 15322. 2-2003, GB 15322. 5-2003
GB 15322. 3-2019	可燃性ガス探知器 第3部：工業および商業用携帯式可燃性ガス検知器	GB 15322. 3-2003, GB 15322. 6-2003
GB 15322. 4-2019	可燃性ガス探知器 第4部：工業および商業用ラインタイプの光ビーム可燃性ガス検出器	
GB 15810-2019	使い捨て滅菌注射器	GB 15810-2001
GB 27948-2020	空気消毒剤の一般要件	GB 27948-2011
GB 27949-2020	医療機器用消毒剤の一般要件	GB/T 27949-2011
GB 27950-2020	手の消毒剤の一般要件	GB 27950-2011
GB 27952-2020	一般的なモノの表面消毒剤の一般要件	GB 27952-2011
GB 27953-2020	疫源地点に使用された消毒剤の一般要件	GB 27953-2011
GB 27954-2020	粘膜消毒剤の一般要件	GB 27954-2011
GB 27955-2020	過酸化水素ガスプラズマ極低温滅菌器の衛生要件	GB 27955-2011
GB 28232-2020	オゾン滅菌器の衛生要件	GB 28232-2011
GB 28233-2020	次亜塩素酸ナトリウム発生器の衛生要件	GB 28233-2011
GB 28235-2020	UV滅菌器の衛生要件	GB 28235-2011
GB 38189-2019	通信ネットワークに接続された電子機器の安全性	
GB 38850-2020	消毒剤原料および禁止物質一覧	
GB/T 21085-2020	原動機付き車両出荷合格証	GB/T 21085-2007
GB/T 38628-2020	情報セキュリティ技術 自動車用電子サブシステムのサイバーセキュリティ指針	
GB/T 38750. 1-2020	往復動内燃機関エネルギー効率評価規範 第1部：ディーゼルエンジン	
GB/T 38750. 2-2020	往復動内燃機関エネルギー効率評価規範 第2部：ガソリンエンジン	

GB/T 38775. 1-2020	電動自動車ワイヤレス電力伝送システム 第1部：一般要件	
GB/T 38775. 2-2020	電動自動車ワイヤレス電力伝送システム 第2部：車載充電器とワイヤレス電力伝送装置の間の通信プロトコル	
GB/T 38775. 3-2020	電動自動車ワイヤレス電力伝送システム 第3部：特殊要件	
GB/T 38775. 4-2020	電動自動車ワイヤレス電力伝送システム 第4部：電磁環境制限値と試験法	
WS 203-2020	輸血の医学用語	WS 203-2001

表4 2020年11月実施標準リスト(一部抜粋)

★~~~~~

(3) 法規・標準動向

「輸出管理法」に関する解釈と対応について

-中国法律事務所による制度の解釈とコンプライアンス対応のアドバイス

~~~~~★

10月17日、「中華人民共和国輸出管理法」（以下、輸出管理法とする）が第13回全人代常務委員会第22回会議にて表決し、12月1日より実施予定。

近年、貿易摩擦がエスカレートし続け、各国は輸出管理への規制を強化している背景の中、輸出管理法の制定は、中国が輸出規制を管理するのに法的制度の保障を提供する役割を果たす。

本稿では、輸出管理法で定められた輸出管理の基本的な枠組みと手続き上のルールを簡単に紹介するとともに、実務的な観点から輸出管理法が関連企業に与える影響を分析し、関連企業がどのように対応すべきかを提言する。

#### 一、輸出管理法の管轄範囲：人・物・行為

##### 1. 規制対象

輸出管理法では、輸出入に関する下記の主体が規制の対象となる：輸出事業者、輸出入活動のためにサービスを提供する第三者（フォワーディング、運輸、郵便、通関、第三者電子商取引プラットフォームと金融などのサービスを提供する第三者を含む）、（外国の）輸入者及びエンドユーザー。

その規制対象からもわかるように、輸出管理法には、一定の域外適用性がある。第44条では、「中華人民共和国以外の組織や個人は、関連する輸出管理規定に違反し、中華人民共和国の国家安全保障と利益を危険にさらし、または予防や拡散などの国際的な義務の履行を妨げる行為を犯した場合、法律に従って処理され、法的責任を追及する」と明記されています。また、輸出管理法では、海外の輸入業者やエンドユーザーに対する「管理リスト」制度が定められています（詳細は後述）。外国の事業体は、法的義務（例えば、エンドユーザーやエンドユーザースの管理要件等）に違反している場合、「管理リスト」または「信頼できない事業体リスト」に載る可能性があり、事業運営に大きな影響を与えることになる恐れがある。

##### 2. 規制品目

「輸出管理法」における管理品目とは、管轄当局が被規制主体の輸出入活動に対して管理措置を課せる管轄権限の接点で、すなわち、輸出管理法に基づき関連当局が課す管理措置が、原則として、管理品目以外の輸出入活動に適用しないことを意味する。

規制の品目は下記を含む：

- 両用(転用可能)物質、軍需品、核関連
- その他、国家の安全保障や利益の維持、不拡散などの国際的な義務の履行に関連する物品、技術、サービス等
- (規制) 品目に関する技術情報などのデータ

特に注目すべきは、「品目に関する技術情報等のデータ」が、最終承認された輸出管理法の第2次草案に新たに追加された内容である。輸出管理法第3次草案の審議の中で、同法の実効性を高めるために、一部の委員が、規制の内容をさらに明確にし、「中国の科学技術企業が海外における正当な権利と利益をよりよく保護する」のために、「技術情報等のデータ」を「ソースコード、アルゴリズム、技術情報等のデータ」に修正することを提案されたようだ。本提案に関しては、最終的に採用されなかったが、関係部門が法的執行に際し、規制品目に関するソースコード、アルゴリズム等を”技術情報等のデータ”と解釈され、規制品目の範囲内と認識される可能性がある。

特定の管理対象品目については、関連当局が輸出管理リスト、名簿、または目録（以下、総称して「管理リスト」といいます）を通じて公表する予定。同時に、柔軟性を保つために、同法は一的に管理制度も確立している。すなわち、関連当局は関連の手続きを経て、管理リストに記載されているもの以外の商品、技術及びサービス（別段の区別がない限り、ここでは、一時的な管理品目を含む管理品目と呼ぶ）に対して一時的な管理を課すことができる。

### 3、規制となる”輸出”行為

規制の対象者によって行われる、規制対象品目を含む以下の「輸出」行為は、輸出管理措置の直接の対象となる：

- 中華人民共和国の境外へ規制品目の移管
- 中国の主体から外国の主体へ規制品目の供給
- 規制対象品目のトランジット、トランシップ、輸送、再輸出
- 保税区や輸出加工区などの特別管理された税関区域と輸出管理倉庫、保税物流センターなどの保税管理場所より境外への輸出

輸出管理法は、草案の協議過程で注目された「再輸出」と「みなし輸出」に関して、原則的な規定を設けたに過ぎない。具体的な規制される輸出行為の認定に関しては、輸出管理法の実施条例と関係当局の法的な運用でより明確にする必要がある。業界の共通認識では、輸出管理法で原則として規定されている「中国の主体による外国の主体へ規制対象品目の供給」は、「供給」が行われる場所に限定されるものではなく、文面上の定義から、「みなし輸出」、「境内移転」、「再輸出」「輸出する」などの輸出行為を網羅したとみなす。

## 二、輸出管理措置：多層的・多次元的な管理体制

### 1. 輸出許可

規制品目の輸出には、輸出許可制度が適用される。規制品目を輸出する前に、輸出事業者は関係当局の許可を申請しなければならない。輸出事業者の許可申請を審査する際、関連当局は、国家安全保障と利益、国際的な義務と対外的なコミットメント、輸出の種類、規制対象品目の敏感度、輸出先の国や地域、最終使用者と最終用途、輸出事業者に関する信用記録と法令、行政規則などに規定されるその他の要素を総合的に判断する必要がある。

最終使用者と最終用途については、輸出事業者は最終使用者または最終使用者の所在する国・地域の政府機関が発行した証明書類を提出する義務があり、最終使用者は管理対象品目の最終用途を勝手に変更したり、第三者に譲渡したりしないことを約束する義務がある。また、輸出事業者や輸入事業者は、最終使用者や最終用途に変更が生じる可能性があることを発見したら、すぐに関係当局に報告することが義務付けられている。

輸出管理法は、関係当局が輸出事業者からの許可申請を審査する過程において、輸出目的地と特定の貿易に基づいて評価を実施でき、輸出許可制度の柔軟性を高めることができる。法律を執行する中、関連当局は、さまざまのリスクを考慮し、輸出目的地および境外の輸入者やエンドユーザを分類して処理することを排除しない。

### 2. 管理リスト

管理リストはアメリカ輸出管理制度の”エンティティリスト”に似たものである一旦、関連する（境外の）主体が管理リスト（「管理対象事業体」）に掲載されると、関連当局は必要な制限的措置を取ることができる。例えば、規制品目の交易を禁止、制限し、管理対象品目の輸出停止を命じることができる。したがって、輸出事業者は規則に違反してこれらの規制対象事業者との取引を禁止する。

具体的には、以下のいずれかの状況がある場合に、境外の輸入者やエンドユーザが管理リストに追加される可能性がある：

- 最終使用者または最終用途の管理要件に違反している
- 国家の安全と利益を危険にさらす可能性がある
- 規制品目がテロ目的で使用される可能性がある

### 管理リストと「信頼できない実体リスト」の関係

2020年9月19日、商務部は「信頼できない実体リストに関する規則（2020年商務省令第4号）」を公布し、信頼できない実体リストの制度を確立し、特定の行為を行う外国実体に対して、相応の制限を設けることにした。現時点において、商務部は第一回「信頼できない実体リスト」は公布していない。

管理リストは、信頼できない実体リストと関連付けられている。例えば、いずれも「国家安全保障」や「利益」を危険にさらすような行為を行う主体に対する制限的な措置であり、問題の主体に対して、輸出入取引を制限または禁止することを含んでいる。

しかし、全体としては、制御リストと信頼性のないエンティティのリストは、2つの並列の制度であり、相互関係する必然性は存在しない。さらに、比較して、信頼できない実体リストは制裁の強度がより強い（管理リストの下での制限的措置は特定の管理品目のみを対象とするのに対し、信頼できない実体リストの下での制限的措置は、民用物資を含むすべてのものが対象とすることもあり得る。ほかに、国内への投資、関連人員の入国制限、罰金を課す等）。米国の制度と比較すると、信頼できない実体リストは米国の経済制裁制度の中のSDNリストに似ていて、管理リストは米国の輸出管理体制のエンティティリストに近い。

### 3. 禁輸

禁輸は、輸出管理法の中で最も厳しい管理措置である。具体的には、国務院の承認を得て、又は国務院若しくは中央軍事委員会の承認を得て、関係省庁と連携して、次のような禁輸措置を講じることができる。

- 規制品目の輸出を禁止すること
- 特定の国や地域への規制品目の輸出を禁止すること
- 特定の組織や個人（例：規制対象実体）への規制品目の輸出は禁止されている

### 三、輸出管理遵守体制と輸出円滑化措置

輸出管理法は初めて、企業が輸出管理のための健全な内部コンプライアンスシステムを確立することの重要性を法的レベルで明確にし、国際的な共通の慣行に沿うようにすることを意図している。輸出管理法は初めて、企業が輸出管理のための健全な内部コンプライアンス制度を確立することの重要性を法的レベルで明確にし、国際的な共通の慣行に沿うようにすることを目的とする

また、輸出管理法では、コンプライアンス体制への奨励・肯定として、輸出事業者が「輸出管理のための内部コンプライアンス体制を確立し、良好に運用されている」場合には、所轄官庁が当該事業者に対して、管理対象品目輸出のライセンスを与える等の円滑化措置を取ることができると明確にしている。共通ライセンスなどの円滑化措置は、商品輸出段階での輸出型企業の管理コストを大幅に削減することができ、企業が輸出管理のコンプライアンスを強化するための重要なインセンティブを与えることになる。

### 四、法的責任：行政責任と刑事責任の交錯

輸出管理法では、輸出事業者や輸出入活動にサービスを提供する第三者による輸出管理違反に対して、より重い行政処分を定めている。1回の輸出管理違反で発生する行政罰金は、その売上の20倍にもなる可能性がある。上記以外に、関連する管轄当局は、その具体的な状況に応じて、違反行為の収益の没収、関連する規制品目の輸出ライセンスの取消、一定期間内の輸出許可申請の拒否などの行政処分を課すことができる。輸出管理違反に対する行政処分を受けている企業については、関連する管轄当局は、その役員やその他の直接責任者が一定期間、輸出関連の事業活動に従事することを禁止し、無期限の入国を禁止する措置を取ることもできる。

また、輸出管理法では、刑事责任を問われる可能性のある行為として、「輸出禁止管理品目の輸出」と「無許可での管理品目の輸出」が挙げられている。現行の刑法では、このような行為は、「国が輸

出入を禁止している物品・物品の密輸」や「違法な営業活動」で有罪判決を受けて処罰される可能性がある。これらの犯罪が「二重処罰制度」の対象となることは注目に値する。すなわち、企業が罪を犯したと認められた場合には、企業の犯罪行為に直接責任を負う監督者やその他の者も刑事責任を負うことになる（例えば、罰金、実刑判決など）。

## 五、輸出管理法による企業への影響とその対応

輸出管理法の施行は、中国企業と外国企業の輸出入業務に重大かつ直接的な影響を与えるとともに、輸出管理における企業の内部コンプライアンス業務にも課題を与えることになる。事業者の方には、以下のような対応を勧めする：

- 内部自己検査を実施し、製品ラインとサプライチェーンと販売チェーンを整理、分類する。製品を正確に（輸出入）分類し、上流と下流の取引先を十分に理解する。輸出管理法が施行される前に、最新の規制リストをもとに輸出（輸入）する品目を総合的にチェックし、管理品目かどうかを判断すること。正確に分類できない場合、外部専門家の意見を求めるまたは主管部門への問合せを実施し、輸出（入）品目を正確に分類する。また、取引対象を精査し、規制措置の対象になるのかまたはリスクの高い国や地域であるか、取引先が規制対象リストまたは信頼できない実体リスト（ある場合）に入っているかを確認し、取引対象への十分な理解を得られるようにしたい。
- 予防措置として、既存のリスクの高いビジネスプロセスを調整し、ビジネス文書に標準的なコンプライアンス規定（輸入者、エンドユーザーのコミットメントなど）を含める。輸出管理法の関連規定に照らして既存の（輸出入）ビジネスプロセスを見直し、リスクが高い業務プロセスを改善し、契約書へ輸出管理コンプライアンス条項の追加、取引相手先からのエンドユーザーとエンドユーザーの承諾を要求する。
- 健全な社内コンプライアンス体制を確立し、コンプライアンスに関する教育・広報を強化する。企業の輸出管理コンプライアンス文化を確立し、社内コンプライアンス体制を構築し、従業員、サプライヤー、販売顧客に対して輸出管理コンプライアンスに関する定期的な研修を実施して、企業の（輸出入）輸出業務の健全な運営を確保し、輸出許可円滑化措置の適用を関係当局に申請し、輸出プロセスを短縮する。これにより、輸出コストや時間の短縮を実現し、より良い経済的な利益を獲得できる。

以上

出所：中倫法律事務所

URL：<http://www.zhonglun.com/Content/2020/10-22/1637445175.html>

—完—

---

### ■注意事項

本メルマガに掲載した記事、公告内容等は、~~㈱~~IST ソフトウェアが仮訳および編集を行ったものです。記載内容に疑義のある場合には中国語の原文に準じてください。お客様に提供した情報に関連して、万一、お客様が不利益を被る事態が生じたとしても、~~㈱~~IST ソフトウェアは責任を負いませんので、ご了承ください。